

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れれるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入できるものとします。
- (3) この預金の預入れは1回1000円以上とし、満期日の3か月前までとします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ財産形成期日指定預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れれるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金(後記8.による一部支払後の残りの預金を含みます。)は最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払い時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定がなかったものとしたときを含む。)は、最長預入期限を満期日とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約がなされなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出がない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約日)に預入日から最長預入期間(解約するときは満期日)の前日までの期間および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満利率」
 - ② 2年以上の場合 当組合所定の「2年以上の利率」
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合は前記(1)の利息(継続を停止した場合の利息を含む)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 継続された預金の利息についても前記(1)、(2)と同様の方法によります。
- (4) 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金と

ともに支払います。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として計算します。

6. (反社会勢力との取引拒絶)

この預金口座は後記8.(3)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、8.(3)の一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (4) 前(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前(1)～(4)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

8. (預金の払戻し、解約、書替継続等)

- (1) この預金口座を解約、書替継続する場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店に提出してください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所あてに発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が後記13.(1)に違反した場合。
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前7.(1)もしくは(3)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明

らかになった場合

⑤ この預積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 前7.(1)～(4)までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合

⑦ 上記①～⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認の要請に応じない場合

(3) 前(2)のほか、次の①～③の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。

エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を棄損し、または当組合の業務を妨害する行為

オ. その他アからエに準ずる行為

(4) この預金が当組合が定める一定の期間に預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前(2)から(4)までによりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、ご契約の証および届出の印章を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(6) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財産形成期日指定定期預金ご契約の証とともに当店へ提出してください。また、この預金は、預金残高の全部もしくは一部について支払いをすることができます。

(7) 一部支払（金額指定）は、1口ごとの元金累計額が払い戻し請求金額に達するまで、預入日から支払日までの日数が多いものからいたします。

9.（転職時等の取扱）

転職、転勤、出向により財産形成貯蓄預金に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

10.（成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに、成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときも、同様に、お届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに、任意後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)、(2)と同様に当店にお届けください。

(4) 前(1)～(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店にお届けください。

(5) 前(1)～(4)の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

11.（届出事項の変更、契約の証の再発行等）

(1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) ご契約の証または印章を失った場合この預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。なお、契約の証の再発行にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。

12.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたら、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

13.（譲渡、質入れ等の禁止）

(1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

14.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても当組合に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務（手数料債務、保証債務を含みます。）と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえご契約の証とともに直ちに当組合へ提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前①の充当の指定がない場合には、当組合の指定する順序方法により充当します。

③ 前①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれ

がある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとしします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとしします。また、借入金等を期限全返済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとしします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとしします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限全返済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限全返済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

14. (規定の改定)

この規定を改定する場合は、その相当期間前に、改定内容を店頭ポスター、ホームページその他当組合が相当と定める方法にて告知することにより、当該告知に記載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとしします。

以上

2020年4月1日現在